

養護老人ホームこはぎ荘のご案内

施設の目的

養護老人ホームとは、社会復帰の促進や自立のために必要な指導と訓練、その他の援助を行い、入所された方の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とした施設です。職員は、入所された方の意思や人格を尊重し、常にその方の立場に立って支援するよう努めています。また、明るく家庭的な雰囲気、地域や家庭との結びつきを大切にしながら、生きがいのある老後を過ごせるようお手伝いいたします。

入所の手続き

資格 原則として65歳以上の方で、「環境上の理由」及び「経済的理由」により、ご自宅において生活することが困難な方を対象としています。【老人福祉法第11条第1項】 ※介護保険施設には該当しません。

(1) 環境上の理由（下記要件のうち一つ以上該当する方）

- ・心身上の障害のため、日常生活を送ることが困難であり、かつ世話をしてくれる方がいないとき。
- ・家族との折り合いが良くないとき。
- ・住む家がなかったり、住む家があってもきわめて環境が悪いとき。

(2) 経済的理由（下記の要件のうち一つ以上該当する方）【老人福祉法施行令第6条】

- ・本人のいる世帯が生活保護を受けているとき。
- ・本人及び世帯の生計中心者が市町村民税の所得割を課税されていないとき。
- ・災害等、その他の事情により生活が困窮していると認められるとき。

※入所にあたっては、必ず本人の同意が必要です。

手続き 入所を希望される方は、居住地の福祉事務所・市町村役場、又は民生委員にご相談ください。本人や家族の状況により、入所判定委員会の判定を経て、市町村の措置により入所します。

費用 入所者本人及び扶養義務者の両方の方から、その負担能力に応じて費用を負担していただきます。

- ・本人負担……前年の対象収入により決定
- ・扶養義務者負担……当該年度分の市民税、前年度分の所得税により決定

費用は、「費用徴収」として市福祉事務所・町村役場に収めることとなります。ここでいう扶養義務者とは、原則として入居者本人と同居していた（出身世帯の）配偶者又は子とされています。ただし、一人暮らし老人の場合、別居している子であっても、一人暮らし老人を税制上の扶養控除の対象とする場合は、扶養義務者として取り扱われます。

定員 入所者の定員は50名です。

サービスの内容

養護老人ホームでは、入所者の生活の場として、食事、入浴、日常生活上の世話が行われます。具体的には入所者に対し生活指導を行うとともに、機能を回復し、又は機能の減退を防ぐための指導を行っています。また、毎年定期的に健康診断を行う等、健康管理に意を注ぐほか、各種のレクリエーションを実施する等楽しい老後を過ごせるようにしています。

住居環境

原則として、2人部屋となります。部屋には、ベッド、タンスがあります。食堂やトイレは共同、風呂場は大浴場（2）と中間浴（機械浴）（1）があります。

生きがいとしてのクラブ活動

余暇活動と生涯学習の推進の一環として、クラブ活動を余暇活動の中心に据え、自主性を尊重しながら生涯学習の場として学習の機会を提供するとともに、クラブ活動を他者と交わる場、他者を理解する場、自分を表現できる場として位置付け、参加に向けて援助しています。また、リハビリテーションに基づく療法として輪投げ大会を取り入れ、利用者が誰でも参加でき、喜びを共に分かち合える場を作っています。

主なクラブ活動 ・歌ごえクラブ ・華道クラブ ・カラオケクラブ
・手芸クラブ ・民謡クラブ

自治（交友会）活動

生活づくりへの参加と相互援助を目指し、自治活動を推進する目的として、「交友会」をこはぎ荘の利用者の皆さんで組織しています。交友会活動を通して、仲間通しの横のつながりを強め、思いやりや心の通い合う豊かな生活づくりを目指しています。

- ・入会金 500円 ・交友会費 月額300円
- ・主な活動 誕生者記念品贈呈事業、地域交流事業（夏祭り共催）、慶弔事業（見舞金・弔慰金・餞別金等）
- ・組織役員 会長（1名） 副会長（1名） 理事（2名） 監事（2名）

また、施設の一員としての主体的役割を見出す援助として、施設生活の中で利用者自身の役割を作り出し、自主的に参加できるように援助しています。

法人の経営理念

「4つのハートに託し、安心、安全、安定、そして「こころ」をお届けします」

- ① **安心** 安心して受けられるサービス、安心できるサービスの提供
- ② **安全** バリアフリーで安全な施設サービス、的確・安全・迅速なサービスの提供
- ③ **安定** 生活の安定と安定的・継続的なサービスの提供
- ④ **こころ** サービスの基本に思いやりのこころ、ともに生きるこころでサービスを提供

こはぎ荘の重点目標

(1) 人権尊重と自立支援

高齢者の基本的な人権の尊重の上に立ち、生活の場として日常性を尊重し、利用者が人間らしく、自分らしい生活を健康に暮らせるよう援助します。

(2) 生活の質の向上

安心して生活できる安全で快適な生活環境づくりと、生活の質を高める知的関心を満たした教育や教養の活動、楽しみを求める趣味活動や娯楽の充実を図ります。

(3) 利用者の社会化

高齢者の心のよりどころである、家族や友人との新たな絆づくりの援助とともに生きる観点から、地域社会の一人として社会活動に参加するなど、地域との交流を図ります。

(4) 施設の社会化

施設は地域社会に支えられるという認識に立ち、地域における福祉サービスの拠点として、福祉サービスや福祉資源の提供を通して、地域社会の一員としての役割を果たします。

(5) マンパワーの育成

求められる質の高いサービスに対応できる福祉職員として、自己の能力を発揮し自己実現できる福祉現場づくりと、職員の育成、研修、能力開発を通して専門性と資質の向上を図ります。

職員体制

こはぎ荘には次のような係りがあり、それぞれの仕事をしています。

- ① **管理係** 施設の事務や建物の管理を行います。
- ② **経理係** 予算の作成や、お金の出し入れの仕事をします。
- ③ **介護サービス係** 身体の介護や掃除・洗濯等の家事、生活リハビリなどの利用者の方のお世話や、クラ

ブ活動、レクリエーションや行事の開催などを行います。

- ④ 看護サービス係 保健室と同じように看護師による健康管理を行います。週1回は嘱託医師が来荘します。医務室は診療所となっています。【医療法第7条第3項】
- ⑤ 給食サービス係 高齢者向けに栄養計算した食事を、365日3食休むことなく作ります。

苦情解決体制

こはぎ荘では、安心して満足いくサービスをご利用いただくために、皆様からの苦情の適切な解決に努めております。苦情・意見・要望等ご遠慮なくご相談ください。

施設・事業所名	苦情解決責任者	苦情解決担当窓口	苦情受付担当者
養護老人ホームこはぎ荘	施設長 金野 育朗	養護老人ホームこはぎ荘 お客様相談コーナー	生活相談員 菊地 明美
ホームヘルプサービスこはぎ	管理者 金野 育朗	ホームヘルプサービスこはぎ お客様相談コーナー	サービス提供責任者 村上 ゆみ

主な年間行事

豊かな心の醸成と和やかな生活の確保を目指し、季節の行事やイベントによる生きがいをづくりとして、お花見やクリスマス忘年会など季節の行事を取り入れています。また、夏祭りや敬老会、文化祭などのイベントを通し、生きがいを見出す機会づくりを行っています。施設の安全や施設経営の健全化と透明性を確保するよう努めています。

実施月	利用者関係	施設関係
毎月	体重血圧測定 輸投げ大会 居室掃除 訪問販売 床屋 食堂カバー交換 各種クラブ活動	施設点検、職員会議、厨房衛生点検 腸内細菌検査（給食サービス）
毎週	シーツ交換 診療日（水曜日）	
4月	開所記念日 交友会総会 お花見 入所者懇談会	
5月	母の日プレゼント つつじ見学 荘内運動会	
6月	父の日プレゼント 外出行事 総合防災訓練	
7月	こはぎ荘夏祭り	腸内細菌検査（全職員）
8月		職員健康診断（夜勤業務従事者）
9月	総合防災訓練 納涼祭 曾慶地区敬老会 荘内敬老会	
10月	紅葉狩り 外出行事	
11月	曾慶地区文化祭作品展示・見学 インフルエンザ予防接種	
12月	クリスマス忘年会 入所者懇談会、入所者健康診断	職員健康診断
1月	新年を祝う会 小正月行事	
2月	節分豆まき	
3月	ひな祭り お楽しみ会	
適時	ふるさと訪問、外食買物ツアー、調理実習、 通り毎のお楽しみ会、地域各種イベントへの参加	払い出し

